

設備投資を決断する チャンスです!

土木積算システム **SUPER ESCON Plus**

が設備投資優遇税制の
対象商品となりました。



この度、弊社製品『SUPER ESCON Plus』が、生産性向上設備投資促進税制における、先端設備（ソフトウェア）に認定されました。平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に『SUPER ESCON Plus』をご導入いただきますと、「生産性向上設備投資促進税制」による「中小企業投資促進税制（上乗せ措置）」の税制優遇措置を受けることが可能です。

設備投資優遇税制の概要

	中小企業投資促進税制（上乗せ措置）	
対象商品	土木積算システム『SUPER ESCON Plus』 SUPER ESCON Plus （取得価格70万円以上）	
対象者	青色申告をしている 資本金3000万円超 1億円以下の法人	青色申告をしている 資本金3000万円以下の法人、個人事業主
適用期間	平成29年3月31日まで	
内容 ①②を選択適用	①即時償却 ②取得価格の7%税額控除	①即時償却 ②取得価格の10%税額控除
リースの取り扱い	1) 所有権移転外ファイナンス取引による取得▶税額控除のみ利用可能 2) 所有権移転ファイナンス取引による取得▶即時償却、税額控除共に利用可能	

※詳しい内容については、経済産業省「生産性向上設備投資促進税制」をご参照ください。

優遇税制ご利用にあたって

優遇税制を利用するには、税務申告の際に、（一社）情報サービス産業協会（JISA）が発行する証明書が必要になります。弊社が、（一社）情報サービス産業協会（JISA）に証明書の発行依頼を致します。証明書ご入用の際は弊社までお申し出ください。なお、証明書発行には1ヶ月程かかります。また、申告時期が近づきますと、発行までにさらに時間を要することが予測されますので、お早めにお申し出くださいますよう、よろしくお願い致します。